

第6回 地方公務員の自律的労使関係制度に関する会議

日時：平成24年10月26日

10:00～11:35

場所：総務省省議室

【植田公務員課長】 それでは、お時間がまいりましたので、ただいまから第6回の地方公務員の自律的労使関係制度に関する会議を開催させていただきます。

進行は座長、よろしくお願いいたします。

【渡辺座長】 おはようございます。本日の議事でございますが、議事次第にあるとおり、報告書（案）について意見交換を行いたいと思います。

この報告書（案）につきましては、私から事務局に指示をいたしまして、委員の皆様にご議論をさせていただくためのたたき台として準備したものでございます。この後、皆様から自由に、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは配付されている報告書（案）について、事務局から説明をお願いします。

【植田公務員課長】 それでは、配付されております報告書（案）について、ご説明させていただきます。ただいま座長からございましたように、議論のたたき台ということで準備させていただいたものでございます。

まず、構成でございますけれども、「はじめに」ということで、1。

それから2として「議論した論点について」。これが1ページから19ページまで続いております。

その後、3の「その他」としてございまして、4で「おわりに」という形になっておりますが、順にはじめからご説明したいと思います。

まず1ページ、「1.はじめに」ですけれども、この会議は地方公務員に労働基本権を付与する意義あるいは労働組合のあり方等について地方公共団体の労使の関係者間で共通認識に立つことができるよう、議論を整理することを目的として、総務大臣の主宰のもとで開催されたということ。

第1回以降、会議を行ってきておりまして、各団体からヒアリングも行ったということ

で、各論点についてさまざまな意見が示された中で、本報告書は、会議におけるこうした議論の成果を取りまとめたものであるとしてご紹介します。

2は「議論した論点について」ということで、具体的な内容になってまいります。先般からご議論いただきました6つの論点について、分けて記述してご紹介します。各論点ごとに、労使当事者の意見、それから各委員から出された意見を紹介し、それを踏まえて当会議としての考え方について、6つの論点としてそれぞれまとめているという構成になってご紹介します。

2ページをお開きいただきまして、まず1つ目の論点、「協約締結権を付与する意義」でご紹介します。この(1)のところ、最初に丸で「現状の何が問題か」とご紹介しますけれども、この6つの論点それぞれについて、その論点が1つのものについては何もないのですが、この(1)のように小見出しをつけて分類してご紹介します。(1)については「現状の何が問題か」という小見出しと、後の3ページの下のほうですけれども、2つ目の小見出しが出てくるという構成になってご紹介します。まず、この現状の何が問題かという点について、労使当事者の意見ということで最初に記述してご紹介します。労使の意見で、括弧の中で「労」とあるのが労働側の意見、それから「地」とあるのが地方公共団体の当局側の意見としているところでご紹介します。

まず、括弧の最初で、(人事委員会勧告制度は機能していない)という意見。労側から、人事委員会勧告制度は給与削減が行われており、もはや機能していないという意見があったということ。他方で次の括弧ですけれども、(人事委員会勧告制度は公平性、客観性があるよくなってきた制度)であるという意見が地方団体側から出ていたということでご紹介します。

それからその次、(小規模団体では特に職場の民主化が必要)であると。職場の民主化、ごく当たり前の労使関係を築く意味合いは、小さい団体においてのほうが、より切迫した問題であるという意見が労働側から出されたということでご紹介します。

それから次の括弧ですけれども、アンケート結果を見ると、自律的労使関係に移行することをよしとする首長もいるという意見が労働側から出されたということでご紹介します。

それからその次、(当局と組合は従来から信頼関係に基づいた安定した労使関係を築いてきている)という意見。これは地方団体側、それから労働側からも出されたということがございました。

他方で、一番下ですけれども、(必ずしも良好な関係が築かれてはいない)という意見が労働側から出されたということがございました。

3 ページにまいりまして、委員の先生方の意見ということで掲げてございます。1 つ目は、(団体交渉を支援する仕組みが不十分) である。現行制度では、正当な理由なく団体交渉に応じない場合の救済措置がないなど、制度的に十分でない点があると。改革のメスを入れる必要があるというご意見。

それから、次の括弧ですけれども、(運用の基準を労使で決めていく仕組みが必要) であるということで、各団体が実情に応じて勤務条件の運用の基準について話し合って納得性あるいは公平性を高めることが非常に重要であるという点。あるいは1 つ飛んで、現行制度には、労使が主体的に行う苦情処理のシステムがないことが問題だと。苦情処理システムをつくることが期待されるというご意見。

それから次の括弧にまいりまして、(人件費削減と給与勧告との関係) について、改めて勧告の意義や役割が問われているというご意見があったことを記述してございます。

2 つ目の丸、「協約締結権を付与する意義は何か」ということで、(1) の2 つ目の小見出しとなつてございますけれども、この意義について、それぞれ意見を記述してございます。まず労使当事者の意見として、労側から、(憲法上の意義) といたしまして、憲法で認められた基本的人権の回復であるという点。それから、(国際的な意義) といたしまして、4 ページですけれども、ILO の再三にわたる指摘が行われているという点が労働側からは出されてございます。

委員の先生方の意見として、まず(地方公務員に協約締結権を付与する現代的な意義) ということで、①住民の理解を得られるような労使関係を築くことが大事だという点。それから②として、多くの団体に給与削減をせざるを得ない状況がある昨今、勤務条件について、労使が話し合いを尽くす、そういう制度的な枠組みが必要であるということ。それから③として、能力実績主義の徹底を図るために、対話を促進する仕組みが必要であるという点を指摘していらっしゃいます。

それから次のポツですけれども、行革の一環としてこの改革は推進されてきたものであるけれども、同時に、基本的人権の問題であることも十分認識すべきであるというご意見もございました。

次の括弧、(労使関係の成熟に資する) ということで、協約締結権の付与は、成熟した労使関係の構築に資する機能も有するという点。

その次の括弧として、(労働組合に責任を持たせ、自治体運営のパートナーと位置づける) 改革であると。これが意義だと言えるのではないかというご意見。

それから一番下の括弧ですけれども、(国際的な影響を考慮すべき)、ILOの場でも議論されてきており、国際的にも注目されていると。5ページにまいりまして、国際的にも十分説明できる制度改革が必要であるということを記述してございます。

それからその次ですけれども、時代の大きな変化を経て、安定的な労使関係が一般的になっている現在、協約締結権の制約を続ける理由は乏しくなってきたというご意見があったということを記述してございます。

以上、それぞれのご意見ですけれども、(1)のまとめとしてここに掲げてございます。各地方公共団体では、少子高齢化をはじめとして課題が山積している中で、自治体の職員1人1人が、それぞれ能力を十分に発揮し、また、公務に意欲を持った人材を確保し、組織全体のパフォーマンスを向上させていくということが不可欠であると。協約締結権を付与することによって、首長等が人事・給与制度について、より主体的に設計・構築することを可能とする制度的な枠組みができることになる。さらに、勤務条件について、労使が納得いくまで話し合うことによって職員の納得性も高まっていく。また、労働組合を自治体行政運営のパートナーとして位置づける意義もあると。一番下ですけれども、このように勤務条件について、職員の意欲と能力を高めるとともに、労使が協働して組織全体のパフォーマンスを向上していくことができると考えられると記述してございます。6ページにまいりまして、その続きですけれども、同時に、労使関係の透明性を確保する仕組みを措置することによって、最終的に住民サービスの向上に資することが重要であるということも掲げてございます。

それから「なお」といたしまして、協約締結権が憲法で保障された基本的人権の問題であることも十分認識しておくべきであると。それから、労働基本権の制約について、時代背景が変わってきているという点。また、人事委員会勧告以上に給与削減する動きが見られるなど、改めて給与勧告の意義や役割が問われていることにも留意すべきであるとまとめてございます。

2つ目の論点として、「協約締結権付与の便益・費用について」でございます。ここは小見出し1つだけでございます。便益・費用が生じるのかといった点で、労使当事者の意見として、労働側から、権利付与の問題であって、コストと絡めて議論するのは不適當であるという意見。

他方で、地方団体側から、現状でも人事院・人事委員会勧告制度を通じて便益を得られているのだという指摘。

労働側から、(労使の信頼関係が強化される)というメリットがあるのではないかという点が指摘ございました。

委員の先生方の意見といたしまして、7ページですけれども、協約締結権付与の意義や便益・費用は数字ではあわせない。

次の括弧ですけれども、(社会全体の便益という観点からとらえることが必要)だと。

それから次の括弧として、(団体協約には労使関係を規律する機能があり、労使関係を安定させることができる)というご意見。

それからその次の括弧ですけれども、交渉コスト、不調の場合の調整コストについて、1つは交渉のためのコスト、それから2つとして交渉不調の場合の調整コストと、2つに分けることができるけれども、①の交渉コストについて、コストの面からだけで考えるのはいかがなものかと。②のコストについても、労働委員会の機能を記述した上で、7ページの一番下ですけれども、これらのようなコストは惜しんではならないものと思うという意見をいただいているところでございます。

8ページにまいりまして、(便益と費用を短期的なものとしてと長期的なものに分けて考えることが有効)だと。短期的には問題が出てくることはあるけれども、長期的に見るとメリットがあるのではないかというご意見。

それからその次の括弧ですけれども、一番下のほうで、公務という職業を魅力あるものにするために、裏づけとなるような勤務条件を労使代表者が交渉し、納得して決めていくことがメリットと考えられるのではないかというご意見がございました。

この2つ目の便益・費用のまとめといたしまして、8ページの真ん中からですけれども、便益・費用を考える際には、地域の行政サービスに対してどのような影響を与えるのか、それからその便益が社会全体にとっての便益といえるのかという観点から捉えることが必要であると。便益としては、先ほどありました「意義」として理念的に捉えられるものがございますが、そのほかに労使関係の安定に資するという具体的な便益も挙げられるというように記述してございます。

他方で、下の「一方、「費用」としては」というところですが、交渉のための時間コストと交渉不調に至った場合の調整コストが挙げられるけれども、9ページにまいりまして、それぞれについて時間をコストの面から捉えるべきではないですか、労働委員会の紛争調整、当事者の意見を酌み上げて、合意実現の努力を行うためであることから、このようなコストを当事者は惜しむべきではないという記述をしてございます。

それから「なお」といたしまして、上記のような「費用」については労使関係が成熟していくことによって変わり得るのではないかということを書述しているところでございます。

(3)にまいりまして、「協約締結権を付与した場合の懸念に対する考え方」ということ。3つ目の論点でございます。ここには4つの小見出しをつけてございます。まず1つ目、身分保障を維持しながら権利を与えるのは「公務員優遇」ではないかという指摘についてでございます。労使当事者からの意見ということで、労働側から、(身分保障と労働基本権は別の議論)であるという指摘。

他方で、地方団体側から、(新たな権利を付与することは住民から「公務員優遇」と批判され、理解が得られない)という意見が出ているところでございます。

10ページにまいりまして、一番上の括弧ですけれども、同じく地方団体側から、(公務員へ権利を付与すれば住民から批判)されるという意見があったということを書述してございます。

委員の意見といたしまして、(身分保障と労働基本権は別の議論)、法理論的には別のものであると。その次のポツで、透明性を確保し、住民の監視ができるようにすることでこれを払拭できるのではないかという意見。

それから、(身分保障について正確な情報提供が必要)であるというご意見があったというところでございます。

2つ目の小見出しとして、人件費が増嵩するのではないかということでございます。労使当事者の意見として、労働側からは法外な要求をしているのではないというご意見。

他方で、地方団体側からは、(給与総額の上昇圧力が強まる)というご意見があった中で、委員の先生方の意見として、11ページですけれども、(引き続き議会のチェックがあり、必ずしも人件費が増嵩することはない)のではないか。あるいは、(むしろ下がる可能性も)という意見をいただいているところでございます。

3つ目の小見出しとして、労使が対抗・緊張の関係になるのではないかということ。労使の意見として、地方団体側からは(労使が納得する基準がないため交渉が長期化、先鋭化する)、あるいは(交渉不調になり仲裁裁定までもつれるケースが常態化し、交渉が長期化する)のではないかという意見が出されております。

それから地方団体側から、素案で示されている以上の(一層の透明性の確保措置が必要)であるというご意見があったということでございます。

1 1 ページの一番下に、国立病院機構からヒアリングを行った際の記述等を掲げてございます。(協約締結権の付与により、労使関係に大きな変化は見られなかった)ということをごここに記述しているところでございます。

1 2 ページにまいりまして、委員の先生方の意見。(協約締結権の付与が労使関係へ直接悪影響を与えると考えることは相当ではない) のではないかというご意見。

それから、(現在では、対決一本やりのような労働運動は一般的には行われていない) のではないかというご意見。

(団体交渉権と協約締結権は一体のものであり、争議権を付与することは全く違う次元の話である) というご意見。

それから、「不安解消」のためには法施行に向けて運用上の留意事項等を示すことが考えられる) のではないかというご意見。

それから1 2 ページの一番下ですけれども、(あっせん・調停等の事後的な調整措置だけではなく、労使交渉の際の基準の設定等事前の措置が必要) ではないかというご意見でございます。

1 3 ページにまいりまして、(労使の力関係について一定のバランスが必要) ではないかというご意見もあったということでございます。

それから4つ目の小見出しですけれども、労使当事者の意見として、(市町村では給与の引き下げに繋がる) というご意見が使用者側からあったわけですが、委員の先生方のご意見といたしましても、(小規模市町村への影響を考慮する必要) があるのではないかとということがあったということでございます。

まとめですけれども、それぞれの懸念について考え方をまとめてございます。まず、「公務員優遇」ではないかという批判についてですけれども、誤解を解いていくべきではないかということ。

それから2つ目、人件費が増嵩するという懸念について、勤務条件条例主義が堅持される、あるいは議会の関与が引き続き残るので、必ずしも人件費が増嵩するものではないのではないかと。

労使関係が対抗・緊張の関係となる可能性が高いという懸念については、これはヒアリング等を踏まえたと、1 4 ページにまいりますけれども、現時点において、協約締結権を付与したからといって、この状況、今の状況が大きく変わるようなことは考えにくいのではないかと。公営企業ですとか地方特定独法においてのことも例示として掲げ

てございます。

それから、行政コストが増大するという点についてでございますけれども、勤務条件が条例で定められていること、あるいは議会の議決が必要である、それから人事委員会の調査の仕組みを存続させる等を考えることによって、コストを抑制することは十分に可能ではないかということ。

最後に、「一方」として、地方団体側の当局側が、新たな制度への移行に不安を感じることは理解ができるということで、引き続き丁寧な説明を行っていくことが必要であると記述してございます。

14ページの(4)、4つ目の論点、労働組合の役割ということでございますが、委員の先生方の意見として、(労働組合には多様な職員の不平・不満を吸収する機能がある)。あるいは(安定した労使関係の構築に貢献)するのではないかと。それから、労使関係は対決か協調かという関係ではなくて、相互補完的な関係である。15ページにまいりまして、4行目のあたりですけれども、公務においても諸課題について、労使が話し合い、共同してサービス向上を図っていくというように、もう少し積極的に考えてもよいのではないかとというご意見をいただいております。

次の括弧として、(民間の労使関係は極めて安定している。公務においても同様の関係は構築できる)のではないかとというご意見をいただいているところでございます。

4番目の論点のまとめといたしまして、労使関係は対決か協調かという関係ではなくて、相互補完的な関係であり、公務の労使関係においてもともに行政サービスを提供するパートナーと位置づけるべきであると。公務においても労働組合はパートナーとして当局と一緒に公共サービスを提供する主体と位置づける必要があるとしてございます。

5つ目の論点、「消防職員への団結権・協約締結権付与の目的」でございます。小見出しはこの1つだけですけれども、意義、必要性は何かということで、労働側から(団結権付与については賛成の意見もある)ということで、調査結果で約3割の消防長が賛成しているという意見。

他方で、地方団体側からは9割弱の市長が懸念を有しているという点。それから、地方団体側から、消防職員委員会は十分機能しているというご意見があったということでございます。

委員の先生方の意見として、まず意義として、1つは平成22年に総務省でつくられました検討会の報告書の中で、団結権を回復する場合のパターンを示したと。そのパターン

分けの中で、このパターンAというのが今回の協約締結権の趣旨と通ずるものではないかという意見をいただいたことがございます。

それから、「ただし」として地方三団体からさまざまな懸念が提示されているという中で、政府においてこれらの懸念を払拭するための措置を講ずるべきであるというご意見をいただいております。

他方で、加えて（国際的な意義）といたしまして、ILOの場でも長く議論されているというご意見等をいただいているところでございます。

まとめといたしまして、消防職員の団結権について、これまで全国の全ての消防本部において、消防職員委員会制度が設けられていて、職員間の意思疎通が図られる仕組み、取り組みが積み重ねられてきていると。また、ILOから指摘が続けられていること。多くの国では消防職員に基本権が付与されていること。消防職員に協約締結権を付与することによって、勤務条件を決定するに当たって、みずからの代表者を参画させることで、結果的に組織全体のパフォーマンスの向上に資するのではないかと記述してございます。

最後の論点、消防職員に団結権・協約締結権を付与する場合の懸念に対する考え方でございます。労使双方の意見ということで、地方団体側から懸念が示されているということですが、委員の先生方の意見として、1つは（強い権限を持っている公務員は他にもいる）と。一般職員と異なる特殊性はあるけれども、強い権限を持っている公務員はほかにもいるし、職務の特殊性についても、同様の職種がほかにもあることを指摘いただいたということでございます。

それから18ページにまいりまして、労使の間で議論が平行線であるよりも、まずは団結権を付与して、段階を経たほうがいいのではないかとご意見をいただいたということがございます。

それから、（現場の混乱を招かないような配慮が必要）であるということもご意見としていただいている中で、まとめですけれども、今年3月に総務省から出しました「地方公務員の新たな労使関係制度の考え方について」という中で、懸念についての考え方を記述してございます。この①から③にございますように、指揮命令の確保、あるいは消防団、住民からの信頼に影響を与えることは考えにくいのではないかとすとか、職場内の信頼関係が損なわれることは今の一般職のことを見ても考えにくいのではないかとすとか、東日本大震災で消防職員と警察、自衛隊等と一体となって活動したこれらの連携は、日常的な訓練のたまものであって、団結権が付与されたからといってこういった連携に支障を来すこ

とはないのではないかとということを記述してございます。

また、警察職員との関係についても、警察と共通性はあるけれども、さまざまな違いもあって、別々に検討する余地はあるのではないかとということを指摘していたところがございますけれども、これらの趣旨はおおむね妥当であると考えられるとしてございます。

19ページにまいりまして、一方で、今回のヒアリングにおいても、地方団体側からさまざまな懸念が提示されていたが、これらの懸念を払拭するよう、引き続き丁寧な説明を行っていく必要があるとしているところがございます。

最後に3番目、「その他」といたしまして、以上の論点のほかで労使双方あるいは委員の先生方からいただいた意見について、ここに掲げてございます。まず、労使当事者の意見として、地方団体側から、(組合の認証要件について見直しが必要)ではないかという意見。

それから、(民間給与実態調査の具体的内容について示すべき)ではないか。

(都道府県労働委員会の体制について不安)があるという懸念。

あるいは(新たな制度における財政措置に不安)があるという意見が出されたということでございます。

委員の先生方の意見といたしまして、(地方公共団体と十分に話し合う必要)があるのではないかというご意見。20ページにまいりまして、(警察職員の代償措置等について検討すべき)という中で、警察職員について代償措置の1つがなくなってしまうということで、民間給与実態調査の公表だけではなくて、民間との比較の上で給与水準が示され、かつそれを給料表にどのように配分されるかも含めて示すことが必要ではないかというご意見。

それから次の括弧として、(警察職員の勤務条件に関する措置)ということで、最初のポツとして、勤務条件に関して実効的に措置することが望ましいという意見。それから次のポツとして、国家公務員の新たな制度では、団結権が付与されない職員について、協約締結権が付与される職員の勤務条件との均衡を考慮して定めることとされており、警察職員についてもこれと整合性を図るべきではないかというご意見もいただいているところがございます。

それから、(労使交渉の基準の必要性)ということで、基準の必要性のご意見が出ているという点。

それから、(団体協約を踏まえた条例案を議会が審議する際には判断材料が必要)ではないかというご意見。

(総合的な検討が必要)だということで、国際的に見て、協約締結権付与は標準とは言

えないのではないかと。住民理解などを勘案しながら、新たな自律的労使関係制度を慎重に検討すべきであるというご意見。

それから、(財政措置等の基本権に係る制度以外の対応策もセットで示すことが必要)であるというご意見。

21ページにまいりまして、(新たな制度における地財措置のあり方)ということで、勧告制度がなくなると交付税を削減されてしまうのではないかとのご意見ですとか、勧告の中に詰まっている知恵について、今後どう生かしていくか等々のご意見をいただいているところでございます。

それから、(人事管理の専門性確保)の観点から、第三者機関の活用も有効ではないかというご意見をいただいているということでございます。

これらの意見を、この3の「その他」という中で記述しているところでございます。

4番、最後に「おわりに」ということで記述してございます。本会議では、ヒアリングを通じて得られた関係者の自律的労使関係制度についての認識等を踏まえて、議論を重ねてきたと。協約締結権を付与する意義としては、職員の意欲と能力の向上あるいは労使の協働による組織全体のパフォーマンスの向上に資することが考えられると。便益・費用についての考え方あるいはその懸念に対する考え方、公務における労働組合の役割、消防職員への懸念に対する考え方等について一定の整理はできたものと考えているけれども、一方で地方公共団体の当局側が、新たな制度への移行に不安を感じることは理解ができる中で、こうした不安を取り除くための努力を続けていく必要がある。22ページですけれども、今後、政府において、地方公務員の自律的労使関係制度の成案の取りまとめに向け、本会議での議論の成果を十分に活用いただくことを期待するというところで記述してございます。

長くなりましたけれども、ご説明は以上とさせていただきます。

【渡辺座長】 ありがとうございます。それでは、ただいま報告書(案)の内容についてのご説明がありましたけれども、各委員からご意見がございましたら、どうぞご自由にご発言をいただきたいと思っております。これまでに議論した論点が(1)から(6)の順序で記述されております。最初、(1)から(3)、それから適当な時間に(4)から(6)と、少し分けてご意見をいただいたほうがよろしいかなと思っております。

どうぞ、ご発言いただきたいと思っております。

西村委員、どうぞ。

【西村委員】 5ページのまとめの1つ上のところなのですが、国際的な影響を

考慮すべきとかそういうような話が続いているところなのですが、国際的に見てどうかということについては委員の意見が分かれたところでもありますので、実は後ろのほうに意見を入れていただいているのですけれども、16ページの下から9行目ぐらいのところの「国際的な意義」というところに入れていただいたのですが、委員の間で国際的な面かどうかということについて意見が分かれたということを確認するためには、16ページにある国際的な意義の話を5ページのまとめの上に移していただいたほうが、この中でちょうど国際的な意義の……、違う、ここじゃないのかな……、これではないですかね、自分が、済みません、出した意見、どこだったっけ。「その他」に入れてあるんですかね。ごめんなさい、16ページじゃなくて「その他」のところですね、20ページの下から……、「総合的な検討が必要」というところですよ。ちょうどまとめで憲法のことにも触れられていますし、5ページのまとめの上の各委員の意見のところに移していただいても、そんなにおさまりは悪くないのかなと思っているのですけれども。

【渡辺座長】 5ページの。

【西村委員】 まとめの上のところ、20ページの下のほうにあります「総合的な検討が必要」という1ブロックの意見を。

【渡辺座長】 5ページのまとめは(1)の「協約締結権を付与する意義」についてのまとめです。

【西村委員】 の上です。 そのまとめの上の委員の意見のところ、20ページの下から7行目ぐらいの「総合的な検討が必要」という1つのまとまりを、こちらに移していただいたほうがおさまりがよいかと。ちょうど憲法のこととかも書いているところもある。

【渡辺座長】 西村委員のご意見は、20ページの（総合的な検討が必要）のタイトルの部分を、5ページの（現時点では労働基本権の制約の理由に乏しい）というタイトルの箇所の下に移していただけたらどうかというご発言です。

長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】 今の点ですけれども、これは西村委員のご意見として出ておりますので、今のことで私もよろしいと思いますが、5ページにそういうことで入れますと、おそらくまとめの中でその国際的なことを触れていないことが、多分今までの議論を意識されてまとめでこういうふうにしたと私は理解していたのですが、ここにそういうふうに入れると、やはりまとめの中に少し国際的な視点も考慮すべきみたいなことを、国際的なこ

とをどう評価するかということは委員の意見として前に出ているのですけれども、最後の「なお」のところ、最後のまとめに3つ書いてあるわけですが、国際的な制度の姿や、あるいは議論とも考慮すべきであるというようなことを書いたほうがいいのではないかと思います。

【渡辺座長】 どうぞ、西村委員。

【西村委員】 まさにそこが意見が分かれたところなので、意見が分かれてしまったので逆にもうまとめには入れなくても。憲法という点では意見は分かれていないと思うのですけれども、国際的な視点を重視すべきだというような意見もあれば、いや、国際的に見て非現業はいろいろな制度があり得るのでという意見もあって、国際的の云々よりもむしろ憲法から考えるべきだという意見もあったので、実は私はそっちの意見なのですけれども、国際的に見たときどうかというのは話が分かれてしまったように思うので。

【長谷川委員】 おそらく、私の理解は国際的なものをどう見るかということで意見が分かれたのであって、国際的な議論を意識すべきか、すべきでないかというところでは意見が分かれたとは思っていなかったのですが。

この点は、いずれにしても意見として出ていることはここに書いてありますので、まとめをどう書くかというのは、これは全体について私の意見でもあるのですけれども、今後、関係者の意見、関係者の議論が進むようにまとめるというのがこの報告書の趣旨ですから、そういう意味で、議論が進むかどうかという視点に立って、どういうふうにされるかは私は座長にお任せをしたいと思います。

【渡辺座長】 即座にどうするのが適当であるかは言えませんが他の委員、ご意見ありますか。

【下井委員】 いいですか。

【渡辺座長】 どうぞ。

【下井委員】 まず、西村委員がおっしゃった20ページの下の方の「総合的な検討が必要」という1ブロックを5ページのまとめの前のどこかに入れるということは、やっぱり入れたほうがいいのだろうと思います。意見が分かれたのは、意見が分かれたというか、外国の法制度を意識したときには協約締結権を付与するという方向にも行きますし、付与しないという方向にも行くと。それはどちらにでも行くわけで、その意味ではニュートラルだと思うのです。そうしますと、一応こういう話が出ている……、西村委員も別に外国のことを無視しろと言っているわけではないわけですから、国際的な意義も、どっち

にも転ぶという意味で考慮しろということだと思いますので、まとめの中ではどう書くかは難しいと思いますけれども、外国、国際的な意義を考えることによって、当然に協約締結権を付与という方向に行くわけではないというような、どちらにも転び得るというニュアンスで入れていただければ、それはそれでいいのではないのでしょうか。国際的な動向も踏まえつつというような。

20ページの国際的な意義という1ブロックを5ページのどこかに入れれば、そのニュアンスは伝わると思うのです。だから、それを踏まえて、まとめで、国際的なことを意識すれば当然協約締結権を付与という方向に行くわけではないということにもじませるような表現を使っただけであれば、それでいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【渡辺座長】 5ページの委員の意見のなかに20ページのご指摘の箇所を移しますと、まとめの中でその意見に全く触れないわけにはいかないというのが長谷川委員のご意見で、どう触れるかはかなり難しい問題になってくるのではないかという感じがして、お聞きしているのですけれども。

【下井委員】 もし、このまとめで西村委員の意見を踏まえたことを書かないのであれば、4ページから5ページにかけての国際的な影響を考慮すべきという、これもここには入れるべきではないということになるのではないのでしょうか。

今の座長のご発言を前提にすると、このまとめは労使そして委員の意見で出てきたことについてある程度目配りをする、そういうまとめをしなければいけないということになると思うのですが、必ずしもそこは貫徹していないようにも思われますし、今のところだけ捉えても、国際的な影響を考慮すべきという、これは長谷川委員のご意見ですけれども、これはまとめには反映されていないわけですので。

【渡辺座長】 わかりました。西村委員のご要望では「委員の意見」の最後に20ページの（総合的な検討が必要）として記載されている意見を移すということですが、今、下井委員のお話を聞いていますと、4ページから5ページにかけての国際的な影響を考慮すべきという意見の次にこの（総合的な検討が必要）という意見を入れて、まとめでは多様な意見があったということで特にこの点について触れないことにすることではいけませんか。

【西村委員】 1つよろしいですか。私自身は、まとめのところで国際的な意義について触れるとなると、言葉をかなり工夫しなければいけないなと思ってはいるのですけれど

も、自分が言い出しっぱなのですが、例えばここはどういう項目かという、協約締結権を付与する意義は何かという項目なので、おそらく20ページに置かれたのは、その項目とちょっと合わない。特に勧告制度云々のところが合わないということで、おそらくこちらに配置されたのだろうなと思っていたので、逆に言うと、この意見を分割して、国際的に見て非現業公務員への協約締結権付与は標準とは言えない、付与したりしなかったり、各国とも独自の制度設計をしているという部分だけを5ページのまとめの上のところに移していただいて、あとの残りの部分ですね、「したがって」を除く形で「半世紀以上に及ぶ」というところは、「その他」のところずっと置き続けるという形でも構わないかなと思っていて、何を懸念したかという、国際的な影響とか意義について委員の意見が全部考慮すべきというか、その意見しかなかったという印象を与えるのを懸念して、違う意見があったことを鮮明にするために5ページに移していただきたいというのが趣旨でしたので、その関係している部分だけを分離して移すという形でも、私にとっては。

【下井委員】 分離する必要はないのではないですか。なぜならば、20ページの「総合的な検討が必要」というところは、各国ともそれぞれ独自の設計をしている、だから日本だってというふうにつながっているわけですから、20ページはこのまま残していただいて、けども、「したがって」の前の部分の2行は5ページに移すという。これは別に繰り返しになったって構わないと思うので、それでいかがでしょうか。

【西村委員】 もしそういうことが許されるのであれば。

【渡辺座長】 4ページの下から4行目の（国際的な影響を考慮すべき）を（国際的な影響）にとどめて、第1ポツの次の第2ポツとして、20ページのご指摘の部分の最初の2行を入れることにしましょう。それでよろしいですか。

【長谷川委員】 今の、これで私は結構です。ちょっと補足をしますと、国際的な影響を考慮すべしということは、内容的なことだけではなくて、要するにいろいろ議論している中で決められないことが、必ずしもいろいろな国では協約締結権が議論されているわけではない。労働基本権はむしろ一般的に議論されているほうが多いわけなので、要するにいろいろ日本で長く議論していて、何も決まっていなかったことの影響も意識して言っておりますので、よろしくをお願いします。

【渡辺座長】 特にご異論がなければ、今、申し上げたようにして、20ページは（総合的な検討が必要）のタイトルはそのまま残して、「半世紀以上に及ぶ……」というご意見の部分ここに挙げさせていただくと。それはそれでよろしいですね。

【西村委員】 2行だけ残すものとして、20ページはそのままということですね。

【渡辺座長】 事務局、それでよろしいですか。

どうぞ、他にご意見がありましたら。(1)から(3)までと申しておりますが。

【長谷川委員】 別の話で、細かいことで恐縮なんですけれども、(1)から(3)までというより、一番最初の1の「はじめに」というところで、2行目に「労働組合のあり方等について」と書いてあるのですけれども、これはニュアンスの問題ですが、労働組合のあり方という、労働組合がこうあるべきだというニュアンスがあるような気がして、むしろ下の議論した論点のところに使われている「労働組合の役割」というふうに書いたほうがいいのではないかと思います。

【渡辺座長】 この点についてご意見ありますか。私もそのほうがマッチベターだなという感じはしますが。

【平委員】 私もそこはそのとおりだし、その前の言葉としての「地方公務員に労働基本権を付与する意義」と書いてあるのですけれども、労働基本権には争議権まで含まれるわけですね。今回の検討は、やっぱり、もし労働基本権と書くのであれば、労働基本権のうちの協約締結権ということをはっきりわかるような表現にしたほうがいいかなと思いました。

【渡辺座長】 私どもも、協約締結権について専ら議論してきたという、まさにこの会議の経緯に即して考えると、平委員のおっしゃったようなことであろうかと思います。

改革基本法も協約締結権について措置すると使っておりますので、「地方公務員に協約締結権を付与する意義」に改め、「労働組合のあり方」は「労働組合の役割」と修正することにさせていただきます。

【下井委員】 よろしいですか。3点。まず1点目ですが、4ページの下の方の「労働組合に責任を持たせ、自治体運営のパートナーと位置づける」と。ここは私の意見だと思うのですが、私が言い出したことだと思うのですが、その最後の部分で、協約締結権を付与すれば、より望ましい地方行政の実現に資するのではないかと。当然にこうなるというのはさすがに私もそう考えてはおりませんで、パートナーであるべきだと。権限と責任を与えることでパートナーになり得るようにすると。ただ権限と責任さえ与えれば当然望ましいパートナーになるというのは、さすがにそんな牧歌的なことを私は考えておりませんで、ここにやっぱり労使交渉の透明性を確保することでパートナーとなる、より望ましい地方行政の実現に資するようになる仕組みの実効性を担保するというか、そうい

うことをあわせてここは書いていただければと。今日提出した別添の私の意見ではその点を多少書いておりますけれども、自分で書いていて非常にわかりにくいなと思ってなかなか難しかったのですが、表現はお任せいたしますので、少なくとも権限、協約締結権さえ与えれば当然こうなる可能性があるかと伝わってしまうと私の本意ではありませんので、透明性確保という仕組みをあわせて導入することで、すなわちパートナーとなるという仕組みの実効性をここで担保するというを書き加えていただきたいというのが1点です。

2点目が、9ページなのですがすけれども、8ページのまとめから続いている部分で、ここは私の考えというよりはむしろ座長がこれまで何度かご指摘されてきたことに関係するのですが、コストの面だけから捉えられるべきではないという書き方が何度か出てきているわけですが、これはそもそもどうなのですか。ここはさしてこの会議で委員の間で意見交換をしたわけではないのかもしれませんが、コストの面からだけ捉えるべきではないという表現だと、コストであること自体は認めることになると思うのです。しかし、これまでのヒアリングの中で座長からのご指摘では、そもそもコストと捉えるべきではないというご指摘だったように私は理解しておりました。そのこと自体をどう考えるかということについて、この会議では委員の間ではまだ意見交換は私はなかったように思いますので、どちらにするのかは今日ここで考えたほうがいいのかという点。ここはだから座長のご趣旨が正確に反映されているかどうかを踏まえた上で、そうでないのであれば議論したほうがいいのかという気がいたしました。これが2点目です。

第3点目ですが、これは非常に細かい話で、どうでもいいと言えどどうでもいいのですが、14ページなのですがすけれども、上から2行目、3行目ぐらいに「現在既に協約締結権が認められている公営企業や地方特定独立行政法人」、これは厳密には協約締結権が認められているのは公営企業の職員や地方特定独立行政法人の職員ですよね。公営企業や法人自体に、そういう言い方もできるのかもしれませんが、これは単なる表現の問題……。

【渡辺座長】 第3点目は議論の余地のないご指摘ですから、それは直しましょう。

【下井委員】 はい。そもそも公営企業とは権利義務の主体ではない、独立の法人格はないので、権利が認められているという言い方はおかしいかもしれませんが、似たようなところは以下にも少し出てくるので、そこは細かい点なので具体的な文章についてはお任せいたしますが、以上、1点目は強くお願いしたいこと。2点目はちょっと協議したほうがいいのかという点です。

以上です。

【渡辺座長】 1点目は、4ページの「労働組合に責任を持たせ、自治体運営のパートナーと位置づける」という点ですね。

【下井委員】 透明性のことをあわせてここで書いてくれということです。透明性を確保するシステムをあわせて導入することで、このことの実効性が担保されると。ほんとうに担保されるかどうかはともかくとして、そういう制度的工夫を入れることで、組合がほんとうにパートナーになる可能性が高まるというようなことを入れていただきたいということです。

【渡辺座長】 最初の2行をもう少し丁寧に書くということですね。

【下井委員】 いや、あわせて……。後ろに補足していただいたほうがいいかなと思います。

今日私が提出した意見の2ページの「併せて」というところですが、**「労使交渉過程を透明化する等、勤務条件決定過程に対する議会や住民の監視手段を制度的に整備し」**云々と。によって、より望ましい地方行政の実現が可能になるのではないかという説明。これをあわせてここに。私のくせのある文章でわかりにくいといいますが、あれなのですけれども、そこは適宜、日本語の表現はお任せいたしますので。

【渡辺座長】 表現はお任せということでありまして、今の下井委員のご意見について、他の委員からご発言がありましたら、どうぞ。

【西村委員】 幾つかご指摘があったと思うのですが、9ページのあたりのコスト、8ページから9ページのコスト、コストというのが、やっぱり数的にすごく多いなと私も思っておりまして、多分この会議の中で委員の意見としては費用、便益というのには違和感があるという意見のほうが多かったというか、大体皆さんそうだったと思うので、例えば9ページのところを、「このような時間をコストの面から捉えるべきではない」というよりか、もしかしてもっとストレートに「コストと捉えるべきではない」とか、あるいは何行も下ですけれども、「コストを当事者が惜しむべきものではなく」というのではなく、「努力を惜しむべきではなく」と変えることでこの会議の中の意見のニュアンスは伝わりやすくなるのではないかなと思ったのですけれども。

【渡辺座長】 この点は、ご指摘のように私がまさしく発言したことでありますが、真意はコストであることは否定しないと。しかし、それは有益なコストであると。進んで負うべきコストである、そういう意味なのです。コストでないと言ったら事実と反する、確かにコストではあるけれども、それを惜しんではならないという意味です。それが良好な

労使関係の構築にとって必要なことなのだと思います。そういうニュアンスは十分出ているのではないかなと思ったものですから、これでよいかなと思って。

今、西村委員の言われた努力を惜しんではならないという、努力というタームは非常にいいタームで、どこかに生かせないかなとは思いますが。

この部分は事務局と考えさせていただくということによろしいでしょうか。

【下井委員】 いいですか。今の点は8ページの下から6行目ぐらいですから、「一方、「費用」としては、交渉のための時間コストと交渉不調に至った場合の調整コストがあげられる」と。これで確かにコストではあるよということがここで示されているということですか。確かにこれはコストだとか何とかいうのを、一言どこかに入れていただければ、より強調されるのではないかと思います。

【渡辺座長】 それでは、ご趣旨を生かせるように努力をしてみたいと思いますけれども、お任せいただければと思います。

それで、先ほどの下井委員のところ、4ページでしたか、そこを解決してしまいたいと思うのですが。

【下井委員】 ここは委員の意見の紹介なので、そういう意見があったということなので、特にほかの委員のご意見をいただく必要はないのではないかと思います。

【渡辺座長】 報告書には会議全体の委員の意見のまとめですので、やはり議論させていただきたいのですが、4ページの「法制度上は自律的労使関係は生まれ得ない仕組みになっている」とあり、その行から、「公務員に対する世間の見る目が厳しい今日、組合を責任ある主体として位置づけ、労使協働の人事行政運営システムを構築し、あわせて労使交渉過程を透明化することで、より望ましい労使関係、ひいては、より望ましい地方行政の実現に資するのではないか」とあります。

【下井委員】 それで結構かと。

【渡辺座長】 それによろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

事務局、今の点、よろしいですか。

【植田公務員課長】 はい。

【渡辺座長】 時間の関係もありますので、(4)、(5)、(6)も含めてご意見を承りたいと思います。

【西村委員】 (4)、(5)、(6) でないところでもう1点申し上げてよろしいでしょ

うか。8ページのまとめのところなのですけれども、まとめの上から5行目で「労使関係の安定に資するという具体的な便益もあげられる」というところなのですが、これは下井委員の意見も出ていたと思うのですけれども、協約締結権を付与したらすぐ直接的に安定に資するという具体的な便益が得られるわけではないと思うので、その下の行と抱き合わせで、意義として理念的に捉えられるもののほか、団体協約で勤務条件を決めるとともに労使関係を規律する機能もある。私の感覚では、そうやって労使関係をうまく規律できれば安定するというふうにつながるのではないかなと思ったので、そうしたほうがあまり飛躍がなくていいのではないかなと思ったのですけれども、ほかの委員の方はいかがお考えでしょうか。

【渡辺座長】 労働協約を結んだ以上、その有効期間中は決めたことについて争わないという平和義務を負うことになりますから、勤務条件を決めるとともに労使関係を規律する機能もあり、労使関係の安定に資するという具体的な便益も挙げられる。そのように整理すれば、西村委員のおっしゃった趣旨がスムーズに出てくるとは思います。

【下井委員】 あるいは、要するにまとめの最初の3行の……、ごめんなさい、今、西村委員がおっしゃった労使関係の安定に資するという具体的な便益があると。「なぜならば」というのはいかがですか。だから、そこは何か分離して読めてしまう可能性があるもので、そうではなくて具体的な便益というのは次のようなことなのだよということであれば、今の話と。どっちにするかは、今、座長がおっしゃった案と、「なぜならば」と何かそれに合わせる、そのどちらでも構わないと思いますが、そのことが明確になればそれでよろしいのではないのでしょうか。

【渡辺座長】 ご発言の趣旨は委員の間で全く異論がありませんので、これもお任せいただきたいと思います。

【西村委員】 すいません、何度も。14ページと19ページに見られるところなのですけれども、例えば14ページの(4)の「公務における労働組合の役割」の上2行目に、「引き続き丁寧な説明を行っていくことが必要である」、それから19ページも上から3行目に「引き続き丁寧な説明を行っていくことが必要である」と書かれているのですけれども、説明を行うということだから、結局こちらの考えは変えなくて、何ていうのか、それについてよりよく理解してもらうために説明するという、何かちょっと一方的なニュアンスにとれてしまうので、実際、私自身はヒアリングで地方団体の意見を聞いて、単に心理

的に不安だというだけではなくて、具体的にいろいろ挙げて不安だという懸念を表明されたことについて、なるほどと思ったこともあります。この報告書でそんな各論まで入らないということだったので、そういうことには一切触れないわけですが、ただ、単に説明してよく理解していただければそういう不安が全部解消するというような類いの不安ではなかったように思うので、「丁寧な対応を行っていく」というぐらいの言葉に変えてもいいのではないかと考えています。

実際、後ろのほう、最後のまとめのところでは「努力を続けていく必要がある」ということで、そしてまた「議論の成果を十分活用していただくことを期待する」という形で、必ずしも一方的な印象を与えないようなものになっているので、「対応」という言葉に変えてもそんなに大きな齟齬は生まれないのではないかと。

【渡辺座長】 そのことに関連して、何かご発言ございますか。

私も説明を含めて対応するという広い言葉を使ったほうがいいかなという感じがします。

西村委員には私も何となく感じていたことをはっきりと言ってお聞きいただきまして、ありがとうございました。「説明」を「対応」に、2カ所変えさせていただきます。

【下井委員】 よろしいですか。

【渡辺座長】 どうぞ、下井委員。

【下井委員】 これも細かい点かもしれませんが、15ページの真ん中ちょっと下のまとめのところ、「労使関係は対決か協調かという関係ではなく、相互補完的な関係であり」と断定してしまっているのか。つまり、あるべきだというニュアンスのほうがいいかなと。その後のパートナーという点については位置づけていくべきであると。こちらはべき論になっているので。こだわり過ぎかもしれませんが、「相互補完的な関係であり」としてしまうと、現在でも完全にそうだと断定的になるのに対し、パートナーのほうはこれからそうしていくべきだと。今もそうかもしれないけれども、これからはずっとそうしていくべきという、現状認識とべき論を分けたような日本語になっているのですが、相互補完的な関係のほうも、今でもほんとうにそうなのかもしれませんが、少なくとも地方はいろいろ、地方当局の方々が心理的に抵抗があることを踏まえると、やっぱりここはべき論で書いておいたほうが。そのために制度を改革するのだというニュアンスを持たせたほうがよろしいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

【渡辺座長】 この点を発言した私としては、全てが今そうになっているというわけではありませぬので、「相互補完的な関係であるべきであり」として、目指すべき目標というニ

ュアンスも一緒に出すほうがよいというご意見に賛成です。

特にご反対がなければそのように修正をさせていただきます。

それでは、全体を見渡して、各労使当事者の意見、それから委員の意見、まとめ、オーバーレビューしていただいて、ご発言があればいただきたいと思います。

【平委員】 何も言わずに帰ってはまずいと思うので。私もいろいろご意見は申しあげてきましたけれども、趣旨としてはおおむね反映されていると思って見させていただきましたので、これ以上、特別これにつけ加えるような意見はありません。

以上だけ、申し上げておきます。

【渡辺座長】 長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】 私も今の平委員と同じように、今までこの会議でやってきました議論を反映して、大変いい報告書をまとめていただいたとっております。この報告書はもちろん、今日の意見を踏まえて若干の修正をして、まとめて、表に出ると理解しているのですけれども、特に労使のヒアリングということになると、労使からいろいろな意見あるいは発言がなくても資料が出ていたりしている部分もあって、それを我々の議論に合わせてかなり拾い上げている部分があると思いますので、先ほども言いましたけれども、この報告書が当事者間の議論の進展に役に立つという視点で、さらに何かそこを修正したほうが良いとご判断されるのであれば、その辺はお任せしたいと思いますので、そういった意味での修正もしていただいて、この報告書が全体の議論の進展に役に立っていただきたいと思う次第です。ありがとうございます。

【渡辺座長】 西村委員、どうぞ。

【西村委員】 済みません、この期に及んで、まだ20ページの自分の意見のところを追加していただければと思ひまして、(総合的な検討が必要)のところですけども、「新たな自律的労使関係制度を慎重に検討すべきである」のところを、「ある」ではなくて「慎重に検討すべきであり、地域主権改革の時代にふさわしい制度づくりをするべきである」というふうに、一言つけ加えていただきたいと思っています。

トータルにこれまでの議論を振り返って、どのように考えているかということをお述べさせていただきますのですけれども、まず第一は、非常に大きな改革になると思ひますし、100%欠点のない制度はないと思ひます。だからこそ、自分たちでつくって納得すると。悪い部分はまた自分たちで変えていけるのだというふうに考えられる制度づくりであるこ

とがとても重要だと思っています。とりわけ今、地方分権あるいは地域主権改革が言われているわけですから、そうした時代の要請にふさわしい制度づくりをするべきではないかなと思っています。

各論にはこの検討会では入らないということだったので、あまり各論のことは言っただけで済ませたのですが、やはりそういう制度づくりを一緒にしていくに当たって、一番重要なのは労使の力関係のバランスですね。これが極端にどちらかが強くなったり、あるいは癒着したりということがないように仕組みをつくっていくというのが非常に重要な点だと思いました。地方団体の懸念というのは、総じてこれによって労使の力関係が自分たちにはかなり不利になるといいますか、非常に不安定なものになるのではないかなということに懸念したものだだと思いますので、こうしたところに関する懸念を払拭することなしに労使交渉の意義を説いても、なかなかご理解いただけないかなと思いました。

私自身が両者の言い分を聞いていて、2つぐらいこういう懸念を払拭する方法があるのではないかなと思っていたのですが、1つはやはり中央、地方の労使交渉、段階を追った交渉制度みたいなものを、一部にはそういうことが書かれていましたけれども、そういうものを工夫するのもいいのではないかなと。使用者側同士それから組合同士、お互いに協力し合えるような形をとれば、この力のアンバランスはある程度防げるのかなと思っています。それから、勧告制度の活用です。代償措置がまだまだ不十分というか、必要な職種の人たちもいます。それから非組合員とか、それからここにヒアリングにいらしてくださいという地方団体の首長さんたちも勧告制度を支持していらっしゃるわけで、これは民調は残すことにはなっているのですが、民調に勧告ほどの重みはありません。そういうことを考えると、勧告制度をそのまま全部なくしてというよりも、もし勧告制度のときによかった点があったならば、それを新しい自律的な労使関係制度に生かすというようなことも工夫してもいいのではないかなと思っています。ただ、そうした場合に第三者機関である人事委員会制度がこれまであまり地方では重視されてこなかったといいますが、人事院が何でもやるということを前提にした運用を行ってきたので、その点を見直すことなしにそういう役割を大きくすることは難しいかなとも思っています。

それから2つ目なのですが、地方の独自性について、もうちょっと考慮してもいいのではないかなということが報告書にも書かれていますが、地方の独自性を踏まえた上でこの自律的な労使関係制度について検討されたのはまだやっぱり1年ぐらいかなと思っています。この1年間ずっと平行線で全然妥協点が見出せないように見えるので、もはやこれ

以上は話し合っても無理ではないかというような感触もあるかもしれないですけども、ただ、こうした制度はほんとうに導入したら10年ぐらい苦勞するかもしれないわけでして、そうしたことを考えたら、やっぱり最初の段階でお互い納得することはとても重要で、まさにこういう話し合いでなかなかうまく決まらないということを、悪い意味でのコストとばかり考えるべきではないということをこの報告書ではうたっているわけですから、まだまだお互いに十分妥協点を探り合っていくべきではないかなと思っています。

最後に、自律的労使交渉制度なので、多分労使交渉になると勤務条件の改善ということで、特に給与の改善ということになるとお金の問題が非常に重要になってくると思いますし、ともすれば、幾ら出せる出せないというお金の問題に争点が矮小化されてしまうという危険があると思いますが、ぜひ労使双方ともに、こういうときこそ人事戦略はとても大切で、大きな戦略のもとで労使交渉をお互いに、それこそ金額とかそういうことを話し合っていくのだと。お金がないからこそ人材がとても重要だということを出発点として、よい関係をつくっていただきたいなと思っています。

以上です。

【渡辺座長】 大変ありがとうございました。具体的に、この報告書に関連しては最初に20ページの下から2行目、「新たな自律的労使関係制度を慎重に検討するべきであり」の次に、私の理解では「地域主権改革にふさわしい制度づくりに努めるべきである」という文言を入れてほしいという趣旨でした。この箇所は「委員の意見」ということですから、そのようにつけ加えることにさせていただきたいと思います。あと、人事院勧告制度についての評価その他については、既に20ページに半世紀以上に及ぶ勧告制度の意義を検証しという趣旨の中にたくさんの思いが含まれているということが今のご発言でもわかりましたけれども、議事速記もインターネットで国民の前に明らかにされることですから、それはそこで発言の趣旨を理解していただくということで、この報告書の中では、さっき私の申し上げた点についての修正を1点加えることにさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【西村委員】 はい。

【下井委員】 いいですか。オーバーレビューではなくて、細かいことなのですが、13ページの一番下のところなのですけれども、これはこれから修正、整えられるのだと思うのですが、下から3行目、労使が云々、「懸念については、」で改行していて、14ページにかけても、こうこうこうであること、でまた改行して、こうこうこうであること、と。

これは直されるのですよね。オーバーレビューしろと言われて、いきなりこんな細かいことでは、さっき座長が細かいことをおっしゃられたので負けずに細かいことを言おうと思ったのですけれども、お任せいたします。

ただ、その上のまとめで身分保障の話をされているわけですが、身分保障について地方の誤解を解くべきであると。ここは説明するという表現が使われておりますけれども、これは説明でいいのでしょうかね。ただ、知事会からのヒアリングのときに、身分保障の意味について、それが「事実上の身分保障」の意味で使っているのだということをおっしゃられていて、そのことが地側の意見としては載せられているのですけれども、それに対するまとめでは、それは単に誤解だからそれを解くべきであるというふうにはなっていないのですが、じゃあ、事実上の身分保障であるという点、そこを懸念する点が、私はそれは単に誤解だからというのでは済まないのではないかという気はするのです。それはそれとして、やはり対応は必要なのではないかと。そこら辺は私の意見では書かせていただきましたけれども、少なくとも、まとめですから私の意見で通るべきではなく、この委員会、会議としての意見になるので、これ以上は申しませんが、ただ、単に誤解を解くべきであるということだけで終わっていいのかというのは、私は前々から非常に気になっておりまして、何か議論のすれ違いが、同じ身分保障という概念を国側と地方側と、国及び労働組合と地方側では異なった使い方をしていて、それでお互い十分にコミュニケーションが得られないまま、相手はわかっていないというまになっているような気がするので、議論を整理した上で、こちらはこういう意味で使っている、そちらの言っている懸念はこういうことかもしれないがということで、そこはもうちょっと対応したほうがいいのではないかという気はしました。

ただ、それは私の意見ですので、意見書を読んでいただければと思いますが、ごめんなさい、くどくなってしまうかもしれませんが、このまとめのところで知事会がおっしゃっていた事実上の身分保障について誤解を解くべきであるという言い方でしかない、そういう事実上の身分保障という意味で懸念されているが、その懸念は理解はできるけれども、こちらとは意味が違って使っているのだよということを、何かそれは言うておかないと、これだけ読んでもよくわからないという気がしたのですけれども。それを含めて、ここもお任せするしかないのですけれども、このまとめが何に対する発言なのかが見えにくいということです。

全体については、今日、私、自分自身の意見を出させていただきまして、そこである程

度までは思っていることを書かせていただきましたので、この報告書についていろいろ思うところはかなりありますけれども、それはここでは申し上げず、私の考えについては意見を読んでいただければと考えております。

以上です。

【渡辺座長】 私の記憶では、まず保障というだけで何か特典が付与されているように思われている誤解は解かれなければいけないというのは、西村委員のご意見だったですね。それは解かれなければいけないということなのです。

【下井委員】 それは、そこは全く反対ではないです。ただ、このまとめの今の先生のおっしゃった部分が、ここまでのどの話とのつながりなのかが、この報告書では見えにくい気がしたのです。

【西村委員】 さらに話をややこしくしそうなのですけれども、今、特典が付与されているように思われる誤解というのは、確かにそれは誤解で、ほんとうは法律に定められた事由に基づかずには処分されたりしないということが、法律的には身分保障に当たるのですけれども、その一方で、確かに例えば今の勧告制度のもとでは大幅なボーナスカットとか、人件費削減がないではないかと思っていて、それを特典と思っている節も住民の場合にはあるわけで、実はそれは自律的労使関係制度に移るとなると、その特典がなくなるという話なので、ある意味、そうだとするとその点に関しては住民の理解が得られる可能性はあるわけですが、私は実はそれがほんとうにそういう形で住民の思いどおりにどんどんカットだ、カットだとなってしまっているのだから。いくら労使交渉をやって決めるといっても、そういう削減すべしみたいな圧力のもとで、あまりにも過酷ではないかということはずっと心配していたのですけれども。

まとめのところはもうちょっと詳しく書くか、逆にもうちょっとあっさり書くか、どちらかだと思うのです。こういうふうに書いてしまうと、私がもちろん申し上げたことなのですけれども、住民が思っている特典とはそういう給与があまり下がらないことも特典として入っていて、それは法律上の概念とは全然違って、現実的にそう思われている節もあって、そういうことまで書き出してしまえばあれなので、まとめにはもうちょっとあっさり書くというか。

【渡辺座長】 この部分のまとめは、9ページの協約締結権を付与した場合の懸念に対する考え方として、労使当事者、特に地側から9ページの下から2、3行目から10ページにかけて「実質的な身分保障」を維持しながら協約締結権を維持することとなれば、「公

「公務員優遇」との批判を招くおそれがある」という意見があったことを踏まえて、委員の意見が紹介され、10ページの真ん中に、身分保障についての正確な情報の提供が必要だというご意見が記載され、それをまとめの中でもう一度確認しているという流れなのです。ですから、別に議論がすれ違っているわけでもないように思うのですが。

【下井委員】 ちゃんと読めばそのとおりなのですが。

【渡辺座長】 13ページはむしろまとめのところで何か特典が付与されているように思われる節があるということで、その下の「公務員の身分保障は」に続けていって「透明性を確保し、議会や住民による監視ができるような仕組みとしていることを説明する等が考えられる」とすれば、誤解と決めつけるというトーンは少し和らぐのではないかと思います。

【下井委員】 誤解という表現は避けるべきなのかもしれませんし、もう一つは地方側の事実上の身分保障という角度からの懸念は、ある程度理解できるということもどこか入れたほうがいいのではないですか。その懸念は透明性確保によって払拭できるのではないかというふうに持っていったほうが、身分保障の意味は違うぞという一辺倒で排斥しているようなニュアンスになってしまうのは、それがちょっとどうかと思うのです。

【渡辺座長】 私は「事実上の身分保障」ということをきちんと概念的に整理することは難しい……。

【下井委員】 それは事実上ですから。

【渡辺座長】 仮に、正面からそれに反論しようと思ってもし切れないことではないかと思っています。これは住民感情として言われてる問題ですから、そういう感情を持ってはいけないとは言えないですし、それはそういう意見があったことを忠実にこの報告書の中に反映した上で我々の考え方を示せばいいことではないかと、私は思います。

今の、思われている「誤解」を解くべきであるというのは、誤解という決めつけが少し強いので、付与されているように思われている節があるという感じ。表現をそういうふうに変えるということではいかがでしょうか。

【西村委員】 むしろ、批判に耐えられないという懸念については、13ページの「まず」の後、2行下の「公務員の身分保障は」に飛んでしまうとだめですかね。「特典を付与されていると節がある」と残さずに、むしろはっきり切ってしまっただけで、懸念については、「まず、公務員の身分保障は成績主義の原則のもとで」これこれこうと「説明すべきである、その上で」としてしまっただけではいかがですか。特典云々という話は委員の意見のところ

にも載っておりますので。

【下井委員】　しかし、特典とされている点について、そこは違うのだよという話をすべきだというのは全体の意見でもあるわけだから、これは私はぜひ入れていただきたいとは思いますが。ただ、説明の順序として、今、西村委員がおっしゃったように、まず国民の批判に耐えられないという懸念がある、しかし、そもそも公務員の身分保障というのはこうこうこういうものなのだよと、だけでもそういうふうに誤解されているから、そこは懸念があると。その点は透明性確保によって云々と、そういう流れになるのはあり得るかなと思います。

【渡辺座長】　この場で、ご発言の趣旨を整理しきれそうにもありませんので、特典が付与されているということについて、それは誤解であるという表現は避ける。このことは検討する必要があると思いますが、「実質的な身分保障」という考え方なり住民感情についてこのまとめの部分でコメントすることはちょっと難しい感じがします。

西村委員のおっしゃった、省略して文章を「公務員の」のほうにつなげるということも考慮させていただいて、最終的な文案は事務局と私にお任せをいただくほかないと思いますが。

【下井委員】　それで結構だと思うのですが、特典が付与されているわけではないという点はぜひ入れていただきたい。

【渡辺座長】　はい。それでは、最初は2時間でおさまるかなと思いましたが、事前に各委員がきちんと意見をペーパーで事務局に寄せていただき、また、事務局も前回までの議論を的確にまとめられ、我々の会議の報告書（案）を今お手元のようなものを作成していただきました。これについての各委員のご意見もおおむね出尽くしたようでございますので、これにて報告書（案）についての意見交換は終了にさせていただきたいと思っております。

各委員から出された今日のご意見につきましては、報告書（案）に反映させることとしたいと考えておりますが、もしご了解をいただけるなら、この後の最終的な報告書の取りまとめは、座長の私にご一任いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【渡辺座長】　それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

【三輪公務員部長】　今日は政務がそれぞれ都合がつかせんで、出席をできませんで

したので、大変申しわけございませんでした。本来ですと政務が出て、最後のお礼を申し上げるところでありますけれども、そういう事情でございますので、私から御礼を申し上げたいと思います。

9月12日に第1回目を開催していただきましてから、毎週、毎週、この会議を開催していただきまして、大変精力的なご議論をしていただきまして、大変貴重なご意見を頂戴したと感謝いたしております。

この報告書の最後にもありますように、この議論の成果を我々としても今後十分活用させていただきたいと思っておりますし、特に具体的に政府へのご注文をいただいたところも何カ所かございます。そういったこともよく踏まえて対応していきたいと思っております。

ほんとうに、重ねて、大変お忙しい中、貴重なご意見を頂戴したことを改めて御礼申し上げます。一言ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

【渡辺座長】 それでは、これにて終了いたします。